

**有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての
生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準**

制 定 平成17年11月25日農林水産省告示第1830号
一部改正 平成18年 2月22日農林水産省告示第 186号
最終改正 平成24年 4月27日農林水産省告示第1178号

一 生産及び保管に係る施設

1 生産に係る施設

- (1) ほ場、栽培場又は採取場が、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）第4条の表ほ場の項、栽培場の項又は採取場の項の基準に適合していること。ただし、多年生の牧草を生産する場合にあっては、ほ場の項基準の欄1の「多年生の植物から収穫される農産物にあってはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあってはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。
- (2) 育苗を行う場所が、有機農産物規格第4条の表ほ場の項又は育苗管理の項の基準に適合していること。

2 保管に係る施設

有機農産物規格第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準に従い管理を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 生産行程の管理又は把握の実施方法

1 三の2に規定する生産行程管理責任者に、次の職務を行わせること。

- (1) 生産行程の管理（外注管理（生産行程の管理の一部を外部の者に委託して行わせることをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）又は把握に関する計画の立案及び推進
- (2) 生産行程の管理において外注管理を行う場合にあっては、外注先の選定基準、外注内容、外注手続等当該外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進
- (3) 生産行程に生じた異常等に関する処置又は指導

2 次の事項（採取場において有機農産物又は有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。以下同じ。）を採取する場合にあっては、(1)及び(2)に掲げる事項を除く。）について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。

- (1) 種子、苗等（苗、苗木、穂木、台木その他植物体の全部又は一部（種子を除く。）で繁殖の用に供されるものをいう。）又は種菌の入手に関する事項
- (2) 肥培管理、栽培管理、有害動植物の防除、一般管理及び育苗管理に関する事項
- (3) 生産に使用する機械及び器具に関する事項
- (4) 収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理に関する事項
- (5) 苦情処理に関する事項
- (6) 年間の生産計画の策定及び当該計画の認定機関（登録認定機関又は登録外国認定機関をいう。以下同じ。）への通知に関する事項
- (7) 生産行程の管理又は把握の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

3 内部規程に従い生産行程の管理又は把握を適切に行い、その管理又は把握の記録及び当該記録の根拠となる書類を格付した有機農産物又は有機飼料の出荷の日から1年以上保存すること。

4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 生産行程の管理又は把握を担当する者の資格及び人数

1 生産行程管理担当者

生産行程の管理又は把握を担当する者（以下「生産行程管理担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な生産行程の管理又は把握を行うのに必要な人数以上）置かれていること。

- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）による大学若しくは旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）による専門学校以上の学校で農業生産に関する授業科目の単位を取得して卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 1 年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）による中等学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であって、農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 2 年以上従事した経験を有するもの
 - (3) 農業生産又は農業生産に関する指導、調査若しくは試験研究に 3 年以上従事した経験を有する者
- 2 生産行程管理責任者
- (1) 生産行程管理担当者が 1 人置かれている場合にあつては、その者が生産行程管理責任者として、認定機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了していること。
 - (2) 生産行程管理担当者が複数置かれている場合にあつては、生産行程管理担当者の中から、講習会において有機農産物又は有機飼料の生産行程の管理又は把握に関する課程を修了した者が、生産行程管理責任者として 1 人選任されていること。

四 格付の実施方法

- 1 次の事項について、格付に関する規程（以下「格付規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (1) 生産行程についての検査に関する事項
 - (2) 格付の表示に関する事項
 - (3) 格付後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - (4) 格付に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - (5) 格付の実施状況についての認定機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
- 2 格付規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実と認められること。
- 3 名称の表示が、有機農産物にあつては有機農産物規格第 5 条に定める方法で、有機飼料にあつては有機飼料の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1607 号）第 5 条に定める方法で適切に行われることが確実と認められること。

五 格付を担当する者の資格及び人数

- 1 格付担当者
格付を担当する者（以下「格付担当者」という。）として、三の 1 の(1)から(3)までのいずれかに該当する者であつて、講習会において有機農産物又は有機飼料の格付に関する課程を修了したものが 1 人以上（当該生産行程管理者が複数の生産及び保管に係る施設を管理し、又は把握している場合には、当該施設の数、分散の状況等に応じて適正な格付を行うのに必要な人数以上）置かれていること。
- 2 格付責任者
格付担当者が複数置かれている場合には、格付担当者の中から、格付責任者として 1 人選任されていること。

附 則 （平成 17 年 1 月 25 日農林水産省告示第 1830 号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成 17 年 1 月 26 日から施行する。
（有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準の廃止）
- 2 有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準（平成 12 年 6 月 9 日農林水産省告示第 819 号）は、廃止する。
（経過措置）
- 3 有機農産物の日本農林規格（平成 17 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1605 号）附則第 2 項の規定に基づき格付を行う場合における有機農産物についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

附 則 （平成18年2月22日農林水産省告示第186号） 抄
（施行期日）

- 1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 （平成24年4月27日農林水産省告示第1178号）

この告示の施行の際現に農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条第2項の認定を受けている農林物資の生産行程管理者（同項に規定する生産行程管理者をいう。）及び同法第19条の3第2項の認定を受けている農林物資の外国生産行程管理者（同法第17条の2第1項第2号に規定する外国生産行程管理者をいう。）は、この告示による改正後の有機農産物及び有機飼料（調製又は選別の工程のみを経たものに限る。）についての生産行程管理者及び外国生産行程管理者の認定の技術的基準の二の2の(5)の規定にかかわらず、平成25年6月30日までの間は、苦情処理に関する事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しないことができる。